

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第30号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員免許法第16条第1項に規定する教員資格認定試験を受験する場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 条例別表第3の(3)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を受験する場合</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。